

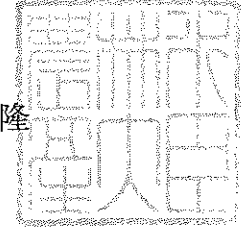


21消安第11737号
平成22年2月1日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 赤松 広隆



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン

（エンテリゾール イリアイティスTF、同FC、同HL、同HC）

- 2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品について再審査をすること。

（1）牛クロストリジウム感染症5種混合（アジュバント加）トキシイド

（“京都微研”、キャトルウィン-C15）

（2）セフトオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）

